

証券コード 9325
2019年6月11日

株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目4番5号
株式会社 ファイズ
代表取締役社長 榎 屋 幸 生

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市福島区福島五丁目4番21号TKPゲートタワービル
TKPガーデンシティ大阪梅田12階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第6期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役3名選任の件
第5号議案 監査役1名選任の件
第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://phyz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府による経済政策を背景に、企業業績や雇用環境の改善が続き景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。個人消費についても、雇用・所得環境の改善が続き消費者マインドの持ち直しが継続しております。

多様化する消費者ニーズの変化に伴う貨物の小口化、多頻度化等による輸配送ニーズの多様化に加え、EC市場の拡大を背景に物流量が拡大し、トラックによる輸配送のニーズもさらに高まっており、物流業界をとりまく事業環境は大幅に変化しております。

一方EC業界におきましては、宅配料金の値上げ等の不安もある中、個人消費者の購買状況は引き続き上昇傾向にあり、EC市場は2022年までには26兆円に達する見込みといわれております（出典：株式会社野村総合研究所調べ）。そのため、EC業界における物流の果たす役割は年々重要視され期待も高まっております。

このような環境のもと当社は、オペレーションサービス、ロジスティクスサービス、デリバリーサービスの3つの柱で、EC(注)におけるサードパーティーロジスティクス(荷主が第三者であるロジスティクス業者に対し、物流業務全般を長期間一括して委託すること)から小口配送までのワンストップサービスの提供を最重要戦略と位置付け、積極的な営業活動を推進してまいりました。また、将来の労働人口減少を見据えた人材確保のため、積極的な採用活動に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高8,448,023千円(前事業年度比13.7%増)、営業利益187,167千円(同60.1%減)、経常利益209,737千円(同55.3%減)、当期純利益133,374千円(同55.8%減)の増収減益となりました。

サービス別の業績は、次のとおりであります。なお、当社はECソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

イ オペレーションサービス

オペレーションサービスにおきましては、主要顧客の通販関係荷量が伸長した結果、売上高は5,931,944千円(前事業年度比10.8%増)となりました。

ロ ロジスティクスサービス

ロジスティクスサービスにおきましては、主要顧客の通販関係荷量が伸長したこと及び当期より開始いたしました配車最適化システムを利用したサービス提供を行った結果、売上高は1,835,866千円(前事業年度比39.7%増)となりました。

ハ デリバリーサービス

デリバリーサービスにおきましては、過年度に受託した大型案件が期中にサービス提供を終了し、新規顧客へのサービスを開始した結果、売上高は680,212千円(前事業年度比10.8%減)となりました。

(注) ECとは、インターネットやコンピュータなど電子的な手段を介して行う商取引の総称。また、Webサイトなどを通じて企業が消費者に商品を販売するオンラインショップのこと。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は84,224千円であります。

その主なものは、リース車両の買取(13,501千円)及び社内基幹システム改修(40,370千円)であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,300,000千円の当座貸越契約を締結しております。

また、当事業年度中にグループの所要資金として、金融機関より短期借入金として200,000千円の資金を調達いたしました。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 3 期 (2016年 3 月期)	第 4 期 (2017年 3 月期)	第 5 期 (2018年 3 月期)	第 6 期 (当事業年度) (2019年 3 月期)
売 上 高(千円)	3,492,842	5,215,635	7,428,333	8,448,023
経 常 利 益(千円)	105,536	329,173	468,912	209,737
当 期 純 利 益(千円)	47,512	200,951	301,463	133,374
1 株当たり当期純利益 (円)	6.12	23.30	29.87	12.47
純 資 産(千円)	142,501	783,327	1,084,791	1,168,707
総 資 産(千円)	1,184,237	2,036,336	2,054,089	2,337,167
1 株当たり純資産額 (円)	16.64	77.63	107.51	108.05

(注)当社は、2016年11月25日付で普通株式1株につき200株の株式分割、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第3期（2016年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、EC市場の拡大を背景に物流量が拡大する中、消費者ニーズの変化に伴う貨物の小口化や多頻度化が進み、輸配送ニーズが高まるなど物流業界をとりまく事業環境は大幅に変化しております。

このような状況のもと、当社といたしましては、経営資源の集中による効率化と更なるコスト削減を図り、取引先のご要望にお応えできるよう、業務改革や社員一人ひとりの意識・行動変革に取り組んでまいります。また、ドライバーを含め人材不足等の問題を解決すべく、労働力確保のための取り組みを継続し、業容拡大に対処できる人材の確保を図ってまいります。主な施策としましては、以下のとおりとなります。

① 営業体制の強化

新規案件を獲得するため、サードパーティーロジスティクスの分野でネット通販、小売大手に営業ターゲットを絞り込み、顧客に密着した集中営業活動を展開いたします。これにより、いち早く顧客のニーズを収集し、ニーズに見合う物流改善提案を行うことで、新規案件の開拓及び既存顧客の業務シェア拡大に努めてまいります。

② 業務体制の強化

日々変動する顧客の物量動向を注視し、効果的な人員配置や効率的な経費コントロールを行い、業務効率の改善を実施することで収益の拡大に努めてまいります。併せて顧客ニーズにタイムリーに対応することで顧客の売上拡大に貢献してまいります。

③ 内部管理体制の強化

社会から信用・信頼される企業づくりのため、内部管理体制やリスク管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底に努めることで、健全な企業経営を推進してまいります。

④ 安全対策の強化

社会的責任を果たすため、安全対策の強化を推進し、作業の安全確保や交通事故の防止などの更なる安全対策の強化に取り組んでまいります。また、車両・施設における環境負荷軽減など、環境保全に対しても積極的に取り組んでまいります。

⑤ 優秀な人材の確保

労働人口の減少が進行する中、今後の事業拡大のためには物流センターの管理や運営等において人材の確保が必要不可欠となります。このためパートナー企業とのコミュニケーションを強化し、毎年一定の採用人数を確保するとともに、優秀な人材が確保できるよう取り組んでまいります。また、ITツールを積極的に取り入れ、求人専用サイトや、SNSの有効活用など企業プロモーション活動を行ってまいります。外国人雇用についても新たな労働力としてグローバルな採用活動も積極的に推進してまいります。なお、長期的には人材募集のための広告宣伝活動を検討してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2019年3月31日現在)

当社の事業はECソリューションサービス事業の単一事業であり、サービスの内容は、ECサイト運営企業・メーカー・配送会社等の拠点内オペレーションコンサルティング業務、拠点内オペレーション業務及び一般労働者派遣サービスを行う「オペレーションサービス」、拠点間の商品輸送を行う「ロジスティクスサービス」、ECサービス利用者に商品を宅配する「デリバリーサービス」があり、包括的なサービスを提供しております。

各サービスの内容は以下のとおりであります。

① **オペレーションサービス**

オペレーションサービスでは、ECサイト運営企業・メーカー・配送会社等に対して業務効率化のコンサルティング指導をハンズオンで行っております。具体的には「コンサルティング業務」として顧客ニーズの把握から物流戦略の企画立案、物流システムの構築を、「庫内オペレーション業務」として輸配送ルートから物流拠点を選定、拠点内における一連の業務フローの管理（入荷から出荷、在庫管理に至る一連の業務）を行います。また、顧客の要望に応じて、輸配送のダイヤグラムの設定、ECサイトに掲載するための商材写真のデータ処理サービスも提供しております。

ECサービスの特徴として顧客ターゲットが取扱っている店舗の所在地にとらわれないためリアル店舗に比べ来店数（閲覧数）が多いことが挙げられます。また取扱いアイテム数も多いことから注文内容・数量が予測しづらくオペレーションにフレキシビリティが求められます。このような環境のなか、現場作業の外注を抑え、労働力を内製化するという当社のオペレーションサービスの特徴を活かすことで、顧客の要望に応じた品質の提供と対応を可能としております。繁忙に応じた拠点間のスタッフの移動、顧客にとって新たな拠点の立ち上げ等の際に、自社雇用によりノウハウを蓄積したスタッフに対して当社が直接指示を出すことができるため、顧客の要望にスムーズに応えることが可能となります。独自の教育制度によりスキルの高くなったスタッフは、オペレーションをサポートする人材として人材派遣をする場合もあります。

② **ロジスティクスサービス**

ロジスティクスサービスでは、中・大型車両を用いて、メーカー拠点とECサイト運営企業の拠点間及びECサイト運営企業の拠点と配送会社拠点間の商品の輸送を行っております。また、配車最適化システムを利用し、自社車両の運行に加え、パートナー企業による利用運送による輸送も行っております。

当社ではオペレーションサービスに所属する従業員や大型免許を所持しない新規採用者に対し「大型免許取得支援制度」を導入し、必要なドライバー数を確保することに努めております。

③ **デリバリーサービス**

デリバリーサービスでは、主に軽車両を用いて、ECサイト運営企業等の拠点からECサービス利用者への配送を行っております。

(6) 主要な営業所及び事業所 (2019年3月31日現在)

本	社	大阪市北区
営	業	東京営業所：東京都中央区、神奈川営業所：神奈川県小田原市、名古屋営業所：名古屋市中村区、住之江営業所：大阪市住之江区、岡山営業所：岡山市北区
事	業	市川事業所：千葉県市川市、小田原事業所：神奈川県小田原市、大東事業所：大阪府大東市、堺事業所：堺市堺区、総社事業所：岡山県総社市

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

サービスの内容	使用人数	前事業年度末比増減
オペレーションサービス	105 (1,121) 名	13名増 (205名増)
ロジスティクスサービス	114 (-)	21名増 (-)
デリバリーサービス	13 (5)	3名増 (3名減)
全社 (共通)	22 (2)	11名増 (2名増)
合計	254 (1,128)	48名増 (204名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（アルバイト社員を除く）であり、使用人数欄の（外書）は、アルバイト社員の1人1日8時間換算による1年間の平均人数を記載しております。
2. アルバイト社員は、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 使用人数が前事業年度に比べて48名増加しておりますが、その主な理由は、内部管理体制強化のため、管理職の増員及びロジスティクスサービスの業務拡大における人員増加であります。
5. アルバイト社員が前事業年度に比べて204名増加しておりますが、その主な理由は、オペレーションサービスの業務拡大における人員増加であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2018年12月18日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。

2. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 34,240,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,816,400株
 (3) 株主数 3,130名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
金 森 勉	5,637千株	52.1%
榎 屋 幸 生	579	5.4
株式会社Kanamoriアセジメント	560	5.2
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C F J - 1 3 0 9	529	4.9
フ ァ イ ズ 従 業 員 持 株 会	171	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 □)	165	1.5
田 中 勝 也	146	1.3
GOVERNMENT OF NORWAY	134	1.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	92	0.9
吉 島 伸 一	56	0.5

(注) 持株比率は自己株式 (46株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- 1 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施し、発行済株式の総数は、5,401,000株増加しております。
- 2 ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は、370,400株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎屋 幸生	
常務取締役	田中 勝也	営業本部長
常務取締役	大澤 隆	営業本部長
取締役	奥津 慎	管理本部長
取締役	平康 慶浩	セレクトションアンドバリエーション株式会社代表取締役社長
常勤監査役	吉島 伸一	
監査役	長谷川 直	長谷川直公認会計士事務所所長
監査役	藤原 誠	北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー
監査役	中喜多 智彦	このえ有限責任監査法人社員

- (注) 1. 取締役平康慶浩氏は、社外取締役であります。
2. 監査役長谷川直、監査役藤原誠、監査役中喜多智彦の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役長谷川直氏及び監査役中喜多智彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役平康慶浩、監査役長谷川直、監査役藤原誠、監査役中喜多智彦の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	49百万円 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	14 (4)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	63 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年2月17日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2015年2月17日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役平康慶浩氏は、セレクトションアンドバリエーション株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役長谷川直氏は、長谷川直公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役藤原誠氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナーであります。当社は同事務所と顧問契約を締結しております。同事務所との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、同氏は独立役員として適任であると判断しております。
 - ・監査役中喜多智彦氏は、このえ有限責任監査法人の社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 平 康 慶 浩	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し、主に企業経営における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 長 谷 川 直	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会13回すべてに出席し、企業会計に関する豊富な経験を持った公認会計士としての観点から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 藤 原 誠	当事業年度中に開催された取締役会20回及び監査役会13回すべてに出席し、高度な知見と豊富な経験を有した法曹としての観点から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 中 喜 多 智 彦	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会13回すべてに出席し、企業会計に関する豊富な経験を持った公認会計士としての観点から適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社はコンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人が法令及び社内諸規程を遵守した行動をとるよう定めるとともに、研修等を通じてその浸透を図ります。
- ロ 当社は、使用人が社内でコンプライアンス違反やその疑いのある行為を発見した場合に、相談・報告できる内部通報制度を構築し、必要に応じて通報内容の調査と対応を実施します。
- ハ 社長の命を受けた内部監査室が、当社の法令及び内部規程の遵守状況について内部監査を実施します。
- ニ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を継続的に行い不備に対する是正措置を講じます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程、稟議規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保管及び管理を行います。
- ロ 取締役及び監査役が常時これらの情報を閲覧できる体制を構築します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、リスク管理体制を整備するために、リスク管理規程を定め、効果的に運用することにより、リスクの軽減を図ります。
- ロ 当社のコンプライアンスを確実に実行するため、社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置し、リスク管理に関する体制、方針を決定するとともに、各部署のリスク管理体制を評価し、必要な改善を行います。
- ハ 重要な取引に関わるリスクについては、管理本部において、リスクの把握と対策の審議を行います。

二 社長の命を受けた内部監査室が、リスク管理体制の構築・運用状況について内部監査を実施します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役の職務の執行が効率的に実行されることを確保するため、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- ロ 当社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その達成に向け具体策を立案・実行します。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月1回予算と実績の差異分析及び対策を協議するための会議を開催し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定します。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

⑥ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の配置について、監査役から求められた場合は、監査役と協議の上、合理的な範囲内で配置します。

⑦ 監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等人事権に関わる決定は、監査役の事前の同意を条件とすることにより、取締役からの独立性を確保します。

⑧ 監査役の上記⑦の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下に配置します。

⑨ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実、法令違反等の不正行為、その他これに準ずる事実等を知った場合は、直ちに当社監査役に報告を行います。

⑩ **上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、上記の報告を行った役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止します。

⑪ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求した時は、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑫ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ 監査役は必要に応じて、内部監査室と連携及び情報交換して職務にあたります。
- ロ 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、必要と認める会議に出席すると共に、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人等にその説明を求めます。
- ハ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、管理部門と営業部門に分かれており、管理部門と営業部門との内部牽制及び内部管理機能の強化を図るとともに、以下の取組みを行いました。

① コンプライアンス体制について

取締役会の諮問機関として、コンプライアンス推進委員会を開催し、当社におけるコンプライアンス体制の強化を図りました。

② 内部監査体制について

内部監査計画書に基づき、当社の全部署を対象に業務監査を実施し、監査結果を取締役に報告いたしました。また、内部監査の指摘事項については、内部監査時に改善実施状況をチェックすることで改善策の実行が徹底されていることを確認いたしました。

③ 財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性に関する評価及び各部門における業務プロセスの運用状況について、策定した実施計画に基づいて検証を行い、取締役会に報告いたしました。

④ 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会に出席し議事運営及び決議内容等の監査を実施した他、会計監査人の監査結果について、会計監査人と情報交換を行いました。また、常勤監査役は経営会議をはじめとする社内の重要な会議に出席し事業の現況の報告を受け、内部監査室と連携をとり監査を実施いたしました。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,658,948	流動負債	1,154,100
現金及び預金	699,787	買掛金	291,240
受取手形	63	短期借入金	200,000
売掛金	916,589	リース債務	15,178
貯蔵品	5,251	未払金	72,810
前払費用	29,889	未払費用	407,047
その他	7,367	未払法人税等	40,132
固定資産	678,218	未払消費税等	95,988
有形固定資産	70,463	預り金	25,887
建物	31,604	その他	5,814
車両運搬具	2,862	固定負債	14,359
工具、器具及び備品	16,685	リース債務	9,896
リース資産	19,311	資産除去債務	4,463
無形固定資産	105,691	負債合計	1,168,459
リース資産	1,947	(純資産の部)	
ソフトウェア	103,743	株主資本	1,227,192
投資その他の資産	502,063	資本金	326,481
投資有価証券	415,251	資本剰余金	229,481
出資金	85	資本準備金	229,481
繰延税金資産	40,480	利益剰余金	671,290
その他	46,246	その他利益剰余金	671,290
資産合計	2,337,167	繰越利益剰余金	671,290
		自己株式	△59
		評価・換算差額等	△58,485
		その他有価証券評価差額金	△58,485
		純資産合計	1,168,707
		負債純資産合計	2,337,167

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		8,448,023
売 上 原 価		7,804,267
売 上 総 利 益		643,756
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		456,588
営 業 利 益		187,167
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	69	
固 定 資 産 売 却 益	9,127	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,587	
助 成 金 収 入	2,756	
そ の 他	756	23,306
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	736	736
経 常 利 益		209,737
税 引 前 当 期 純 利 益		209,737
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	80,925	
法 人 税 等 調 整 額	△4,561	76,363
当 期 純 利 益		133,374

株主資本等変動計算書

(2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資 本 金 準 備 金	資 本 金 剰 余 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	321,937	224,937	224,937	537,916	537,916	-	1,084,791	
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益				133,374	133,374		133,374	
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,543	4,543	4,543				9,087	
自己株式の取得						△59	△59	
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	4,543	4,543	4,543	133,374	133,374	△59	142,403	
当 期 末 残 高	326,481	229,481	229,481	671,290	671,290	△59	1,227,192	

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	-	-	1,084,791
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			133,374
新株の発行 (新株予約権の行使)			9,087
自己株式の取得			△59
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△58,485	△58,485	△58,485
当 期 変 動 額 合 計	△58,485	△58,485	83,918
当 期 末 残 高	△58,485	△58,485	1,168,707

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 時価のあるもの
 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 貯蔵品
 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
工具、器具及び備品	3年
車両運搬具	2年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) その他
 消費税等の会計処理
 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,300,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	1,100,000千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	61,831千円
----------------	----------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	10,816,400株
------	-------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	46株
------	-----

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	64,898千円	6円	2019年3月31日	2019年6月28日

(注) 1株当たり配当額については、東京証券取引所市場第一部上場に伴う記念配当であります。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	40,000株
------	---------

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は余剰資金の運用を目的として保有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。短期借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券に係る市場価格の変動リスクについては、定期的に時価を把握しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務等について、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	699,787	699,787	—
(2) 売掛金	916,589	916,589	—
(3) 投資有価証券	415,251	415,251	—
資産計	2,031,627	2,031,627	—
(1) 買掛金	291,240	291,240	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 未払金	72,810	72,810	—
(4) 未払費用	407,047	407,047	—
(5) 未払法人税等	40,132	40,132	—
(6) 未払消費税等	95,988	95,988	—
(7) 預り金	25,887	25,887	—
(8) リース債務（*）	25,075	25,746	671
負債計	1,158,181	1,158,852	671

（*）流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等、(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務

元利金の合計額を同様の取引を行った場合に想定される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	25,763千円
未払事業税	10,627
未払費用	1,838
資産除去債務	1,364
その他	2,034
繰延税金資産合計	<u>41,626</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,145
繰延税金負債合計	<u>1,145</u>
繰延税金資産純額	<u>40,480</u>

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 108円05銭
- (2) 1株当たり当期純利益 12円47銭

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立)

当社は、2019年4月20日開催の取締役会において、2019年10月1日を目処に持株会社体制に移行すべく、その準備を開始すること、また、2019年5月10日開催の取締役会において、分割準備会社を設立することを決議いたしました。持株会社への移行は、従業員との協議の他、2019年6月27日開催予定の当社定時株主総会における関連議案が承認可決、及び所管官公庁等の許認可が得られることを前提条件といたします。

(1)持株会社体制への移行方法

当社を分割会社とし、当社の事業部門を、新たに設立する当社の完全子会社に承継させる吸収分割の方法を想定しております。会社分割後、当社は各事業を営む事業子会社の株式を保有し、これらの事業会社の経営を管理する等を目的とする持株会社となり、引き続き上場を維持いたします。

(2)承継会社（分割準備会社）の概要

(1) 商号	ファイズオペレーションズ株式会社	ファイズトランスポートサービス株式会社
(2) 所在地	大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号	大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 榎屋 幸生	代表取締役社長 大澤 隆
(4) 主な事業	オペレーションサービス及びその他関連事業	ロジスティクスサービス、デリバリーサービス及びその他関連事業
(5) 資本金	10百万円	10百万円
(6) 設立年月日	2019年5月31日（予定）	2019年5月31日（予定）
(7) 事業開始日	2019年10月1日	2019年10月1日
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主	株式会社ファイズ（出資比率100%）	株式会社ファイズ（出資比率100%）
(10) 従業員数	100名（予定）	130名（予定）

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

株式会社ファイズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファイズの2018年4月1日から2019年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査担当その他使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

3. 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社ファイズ	監査役会
常勤監査役 吉島 伸一	⑩
社外監査役 長谷川 直	⑩
社外監査役 藤原 誠	⑩
社外監査役 中喜多 智彦	⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、2018年12月18日をもちまして東京証券取引所マザーズ市場から同市場第一部銘柄に市場変更されることとなりました。

つきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するとともに、東京証券取引所市場第一部への市場変更を記念して、普通株式1株当たり6円の記念配当を実施させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、64,898,016円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

EC市場の拡大など多様化する消費者ニーズの変化に伴い、物流業界を取り巻く環境も近年大幅に変わりつつあります。このように変化する事業環境へ柔軟に対応するため、経営体制の強化が必要と考え、当社は持株会社体制へ移行することといたしました。今回、持株会社体制へ移行することにより、経営戦略機能と業務執行機能を分離し、ガバナンス体制を強化するとともに、各事業会社の責任と権限を明確にし、M&A等の戦略的意思決定を迅速化することを目的としております。

当該持株会社体制への移行の一環として、当社と当社の100%子会社であるファイズオペレーションズ株式会社およびファイズトランスポートサービス株式会社（以下総称して「承継会社」といいます。）は、2019年10月1日を効力発生日として、当社のオペレーションサービス事業をファイズオペレーションズ株式会社に、当社のロジスティクスサービス事業およびデリバリーサービス事業をファイズトランスポートサービス株式会社にそれぞれ承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことに合意しました。なお、当社は、吸収分割後に持株会社となり、2019年10月1日付で「ファイズホールディングス株式会社」に商号変更する予定であります。

本議案は、本件分割に係る吸収分割契約についてご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書(写)

株式会社ファイズ（以下「甲」という。）及びファイズオペレーションズ株式会社（以下「乙」という。）は、2019年5月31日付で、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）により、甲の、オペレーションサービス事業（以下「本事業」という。）に関して有する本権利義務（第3条に定める意味を有する。）を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条 (商号及び住所)

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：株式会社ファイズ

(2019年10月1日付で「ファイズホールディングス株式会社」に商号変更予定)

住所：大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号

(2) 吸収分割承継会社

商号：ファイズオペレーションズ株式会社

住所：大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号

第3条 (承継する権利義務)

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務（以下「本権利義務」という。）は、2019年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とする別紙「承継権利義務明細書」記載の権利義務に、本効力発生日（第6条に定める意味を有する。）の前日までの増減を加除した権利義務（これらに付随する権利義務を含む。）とする。なお、本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、全て免責的債務引受の方法による。

第4条 (分割対価)

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、本権利義務に代わり乙の株式100株を交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

本吸収分割に際して、乙の資本金及び準備金の額の増加は行わない。

第6条 (効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2019年10月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条 (競業禁止義務)

甲は、本吸収分割の効力が生じた後、乙に対して、競業禁止義務を負わない。

第8条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条 (本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除)

本契約の締結後、本効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議の上、これを定める。

(以下、本頁余白)

本契約締結の証として、本契約の正本2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2019年5月31日

甲 大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
株式会社ファイズ
代表取締役社長 榎屋 幸生

乙 大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
ファイズオペレーションズ株式会社
代表取締役社長 榎屋 幸生

別紙

承継権利義務明細書

資産

流動資産

本事業に属する現金及び預金、売掛金、貯蔵品、立替金、前払費用、仮払金等の本事業に関する一切の流動資産。

固定資産

固定資産は承継しないものとする。

負債

流動負債

本事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金等の本事業に関する一切の流動負債。

固定負債

固定負債は承継しないものとする。

労働契約

本事業に従事する従業員のうち、甲と正社員たる従業員との間の労働契約は承継しないものとする。また、本事業に従事する従業員のうち、甲とパート・アルバイトとの間の労働契約は承継するものとする。

その他の権利義務及び契約上の地位

本吸収分割契約の効力発生日において、本事業に関し甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、有形固定資産、固定負債及び甲と正社員たる従業員との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務を除く。

本事業に関する甲の許可、認可、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの全て。

前2号に掲げるもののほか、本事業に関し甲に発生した一切の権利義務。ただし、固定資産、固定負債及び甲と正社員たる従業員との間の労働契約に関し甲に発生した一切の権利義務を除く。

吸収分割契約書(写)

株式会社ファイズ（以下「甲」という。）及びファイズトランスポートサービス株式会社（以下「乙」という。）は、2019年5月31日付で、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）により、甲の、ロジスティクスサービス事業及びデリバリーサービス事業（以下「本事業」という。）に関して有する本権利義務（第3条に定める意味を有する。）を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：株式会社ファイズ

（2019年10月1日付で「ファイズホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号

(2) 吸収分割承継会社

商号：ファイズトランスポートサービス株式会社

住所：大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号

第3条（承継する権利義務）

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務（以下「本権利義務」という。）は、2019年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とする別紙「承継権利義務明細書」記載の権利義務に、本効力発生日（第6条に定める意味を有する。）の前日までの増減を加除した権利義務（これらに付随する権利義務を含む。）とする。なお、本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、全て免責的債務引受の方法による。

第4条 (分割対価)

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、本権利義務に代わり乙の株式100株を交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

本吸収分割に際して、乙の資本金及び準備金の額の増加は行わない。

第6条 (効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2019年10月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条 (競業禁止義務)

甲は、本吸収分割の効力が生じた後、乙に対して、競業禁止義務を負わない。

第8条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条 (本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除)

本契約の締結後、本効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議の上、これを定める。

(以下、本頁余白)

本契約締結の証として、本契約の正本2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2019年5月31日

甲 大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
株式会社ファイズ
代表取締役社長 榎屋 幸生

乙 大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
ファイズオペレーションズ株式会社
代表取締役社長 大澤 隆

別紙

承継権利義務明細書

資産

流動資産

本事業に属する現金及び預金、売掛金、貯蔵品、立替金、前払費用、仮払金等の本事業に関する一切の流動資産。

固定資産

固定資産は承継しないものとする。

負債

流動負債

本事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金等の本事業に関する一切の流動負債。

固定負債

固定負債は承継しないものとする。

労働契約

本事業に従事する従業員のうち、甲と正社員たる従業員との間の労働契約は承継しないものとする。また、本事業に従事する従業員のうち、甲とパート・アルバイトとの間の労働契約は承継するものとする。

その他の権利義務及び契約上の地位

本吸収分割契約の効力発生日において、本事業に関し甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、有形固定資産、固定負債及び甲と正社員たる従業員との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務を除く。

本事業に関する甲の許可、認可、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの全て。

前2号に掲げるもののほか、本事業に関し甲に発生した一切の権利義務。ただし、固定資産、固定負債及び甲と正社員たる従業員との間の労働契約に関し甲に発生した一切の権利義務を除く。

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 分割対価の定め相当性

承継会社であるファイズオペレーションズ株式会社およびファイズトランスポートサービス株式会社は、本吸収分割に際してそれぞれ普通株式100株を発行し、その全てを分割会社である当社に割当て交付します。各承継会社は当社の100%子会社であるため、本吸収分割により当社に割当て交付される株式の数によって当社と承継会社間の実質的な関係に差異を生じるものではありませんが、承継会社が発行する株式の数は、当社および承継会社で協議の上で決定したものであり、相当な数であると判断しております。

(2) 資本金等の定め相当性

本件吸収分割により各承継会社の資本金および準備金は増加しません。

(3) 新株予約権の定め相当性

該当事項はありません。

計算書類等に関する事項

(1) 承継会社の成立時に係る計算書類等

各承継会社の第1期事業年度は、会社成立の日である2019年5月31日より2020年3月31日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度を終了しておりませんので、第1

期の事業年度に関する計算書類等は作成しておりません。各承継会社の成立の日における貸借対照表は、次のとおりです。

a. ファイズオペレーションズ株式会社

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	2,000万円	資本金	1,000万円
		資本準備金	1,000万円
資産合計	2,000万円	負債・純資産合計	2,000万円

b. ファイズトランスポートサービス株式会社

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	2,000万円	資本金	1,000万円
		資本準備金	1,000万円
資産合計	2,000万円	負債・純資産合計	2,000万円

(3) 各承継会社の成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

(5) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する

①当社

該当事項はございません。

②ファイズオペレーションズ株式会社

該当事項はございません。

③ファイズトランスポート株式会社

該当事項はございません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり2019年10月1日（予定）をもって、当社が営む全ての事業を吸収分割の方法により100%子会社に承継させ、当社は純粋持株会社となります。つきましては、純粋持株会社への組織変更に伴い、商号の変更及び事業目的の変更を行うものであります。

また、本議案に係る定款変更の変更の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決され、本吸収分割の効力が発生することを条件とし2019年10月1日をもってその効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ファイズと称し、英文では、PHYZ inc.と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～11. (条文省略)</p> <p><新設></p> <p>12.前各号に附帯する一切の業務</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ファイズホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>PHYZ Holdings inc.</u>と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1.～11. (現行どおり)</p> <p>12.<u>総合リース業</u></p> <p>13.前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>当第1条(商号)及び第2条(目的)の変更については、2019年6月27日開催予定の第6期定時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」が承認されること及び吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</u></p> <p>第2条 <u>当本附則第1条及び第2条は、前条に定める吸収分割の効力発生日をもって削除する。</u></p>

第4号議案 取締役3名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役3名を増員することとし、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	※ 吉島伸一 (昭和41年1月2日)	昭和59年4月 トヨタカローラ大阪株式会社入社 平成2年2月 佐川急便株式会社入社 平成26年2月 当社入社 平成26年2月 法務課長就任 平成27年2月 常勤監査役就任(現任)	56,000株
2	※ 西村考史 (昭和55年1月15日)	平成19年1月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任 監査法人)入社 平成22年6月 公認会計士登録 平成28年12月 当社入社 平成28年12月 財務担当部長就任(現任)	500株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	※ みつ さだ よう すけ 光 定 洋 介 (昭和38年12月24日)	昭和61年4月 株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)入社 平成7年8月 Nippon Credit Gartmore Investment Managment Ltd. (London) 出向 平成9年11月 ガートモア・アセットマネジメント株式会社(現ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社) 出向 平成11年8月 同社 転籍 平成11年10月 ユニゾン・キャピタル株式会社入社 平成14年5月 株式会社東ハト監査役就任 平成14年7月 有限会社ボルサ取締役就任(現任) 平成16年5月 株式会社ドラッグイレブン監査役就任 平成16年6月 オリエント信販株式会社監査役就任 株式会社マインマート・ホールディングス監査役就任 平成17年3月 あすかアセットマネジメントリミテッド(現あすかアセットマネジメント株式会社)入社 平成19年4月 産業能率大学経営学部准教授就任 平成23年4月 あすかコーポレートアドバイザー株式会社ファンディングパートナーエメリタス就任 平成24年4月 産業能率大学経営学部教授(現任) 平成25年7月 あすかアセットマネジメント株式会社入社(現任) 平成25年8月 あすかコーポレートアドバイザー株式会社取締役ファンディングパートナー就任(現任) 平成28年11月 夢の街創造委員会株式会社社外取締役就任	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 吉島伸一氏は、本総会終結の時をもって、当社監査役を退任いたします。
4. 光定洋介氏は、社外取締役候補者であります。
5. 光定洋介氏を社外取締役候補者とした理由は、ファイナンスやM&Aなどに関するアドバイスの経験・実績と、財務・会計・資本市場に関する幅広い見識を有しており、当社の企業価値の向上に貢献いただくのに適任と判断したためであります。
6. 当社は、吉島伸一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。西村考史氏及び光定洋介氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 光定洋介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役吉島伸一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
※ 堀 口 淳 也 (昭和45年4月29日)	平成元年4月 関西電力株式会社入社 平成16年9月 明光義塾昭和町教室開校 平成21年10月 株式会社ヴィ企画入社 平成25年10月 当社入社 平成29年4月 オペレーションサービス関西エリア課 長 平成31年2月 管理本部課長(現任)	3,200株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 堀口淳也氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は、2015年2月17日開催の臨時株主総会において、年額90万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。）（以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の報酬枠とは別枠で、年額30万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の決議により決定することといたします。なお、現在、対象取締役は4名であり、第4号議案が承認可決されますと、6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

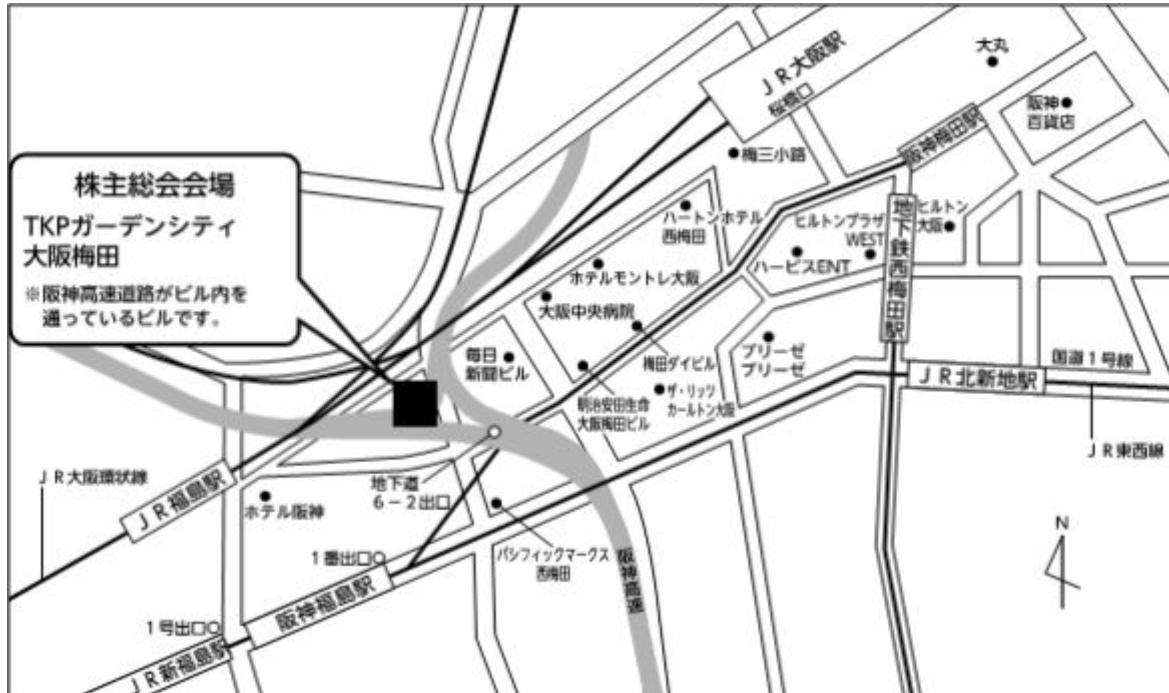
- (1) 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。なお、譲渡制限期間は、当社内の経営計画における対象期間と合わせて、約1年間とする。

- (2) 対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 対象取締役が、①譲渡制限期間中、継続して、上記(2)の地位にあることに加え、②対象となる当社内の経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定する経営目標数値を達成することを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、上記②の条件が達成されることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、対象取締役が保有する本割当株式のうち、在任期間に応じて按分した数の本割当株式につき、譲渡制限を解除するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市福島区福島五丁目4番21号TKPゲートタワービル
TKPガーデンシティ大阪梅田12階
TEL 06-4400-5263



【交通のご案内】

- JR大阪環状線 大阪駅 桜橋口 徒歩8分
- JR大阪環状線 福島駅 徒歩3分
- 大阪メトロ御堂筋線 梅田駅 中央改札8番出口 徒歩13分
- 大阪メトロ四つ橋線 西梅田駅 地下道6-2番出口 徒歩2分
- 阪神本線 福島駅 1番出口 徒歩4分
- JR東西線 新福島駅 1号出入口 徒歩5分

